

答 申 書
(答 申 第 297 号)
令和2年(2020年)1月29日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が高等学校・情報以外の受検教科に係る部分について、非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「本年実施の教員採用試験から高等学校情報科の教員の採用を始めることになった経緯がわかる文書一式（決裁文書を含む。）」である。

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、「平成32年度教員採用選考検査に係る要望」を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、対象公文書のうち高等学校・情報以外の受検教科に係る部分（以下「本件非開示部分」という。）が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして、公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分の取り消しを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下判断する。

(3) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

なお、本号に規定される「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できることが必要であると考えられる。

イ 実施機関は、高等学校・情報以外の受検教科については、今年度の受検教科には入れておらず、まだ受検教科とするか検討中であり、これを開示することとすると、請求人にのみ将来的な特定の受検教科の追加を教育委員会が検討していることを示すことになり、将来同種の事務の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められると主張する。

ウ 当審査会において、本件非開示部分を見分したところ、当該部分には、平成32年度教員採用選考検査に特定の受検教科を追加していただきたいとの要望、またそれに係る背景や出願資格の要望等が記載されていることが確認された。

これらの情報は、「試験の問題」ではないが、試験に関する情報であることから、条例第10条第1項第6号前段に規定する情報であると認められる。

そこで、本件非開示部分を開示した場合に、同号後段の「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる」か否かについて、以下検討する。

本件非開示部分に記載されている情報は、教員採用選考検査における選考内容の検討を求める情報であり、通常、公にされることは予定しておらず、これらの情報を開示することとすると、今後、どういった受検教科が設けられるのかを事前に予見させ、無用の混乱や誤解を招くおそれがあると考えられる。

そして、その内容の検討過程において、外部からの問い合わせや働きかけが生じた場合、要望に対する公正な判断が阻害されることも想定され、当該事務の円滑な実施に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、これらの情報を開示することとすると、特定の開示請求者に対してのみ、特定の受検教科の追加の可能性を示すこととなり、受検者相互間で不公平な状況が生じ、今後の選考検査等の事務の公正な実施を著しく困難にすることも認められる。

以上のことから、本件非開示部分については、開示することにより、当該事務等の公正かつ円滑な実施を著しく困難にする情報であると認められる。

(4) 部分開示について

ア 条例第10条第3項は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない旨を定めている。

イ 請求人は、本件非開示部分の全部が非開示情報ではなく、条例第10条第3項の規定により開示できる部分があるのではないかと考えられると主張する。

ウ 実施機関は、本件非開示部分には受検教科として検討するに当たり、諸条件も併せて検討する内容となっているため、条例第10条第3項に定める「非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるとき」には該当しないものであると主張する。

エ 当審査会として見分した結果、本件非開示部分に記載された情報については、その一部でも開示することとすると、要望があった特定の受検教科が類推され得る情報であり、相互に関連性を有する一体不可分の情報と認められる。

したがって、本件非開示部分について、その全てが一体として6号情報に該当するとした本件処分は妥当であると判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、公文書の写しの交付申請書の提出に際し、請求者本人であることを証明する書類や簡易書留の費用の送付を求められており、それらの送付がないことを理由に情報公開の実施がされない場合は、その適否も審査して欲しい旨主張している。

イ このことについて実施機関に確認したところ、請求者本人であることを証明する書類や簡易書留の費用の送付は不要であるとの取扱いの誤りに気づき、その旨を交付申請前に請求人に連絡済みであるとのことであり、当審査会として審議をし、判断を要するものとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年9月5日	○ 諮問書の受理（諮問番号 602） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦対象公文書の写し）の提出
令和元年9月10日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和元年10月24日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和元年11月28日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年1月23日 （第100回審査会）	○ 答申案審議
令和2年1月29日	○ 答申